

茨城県鳥獣センターの指定管理者候補者の選定結果

茨城県鳥獣センターの管理につきまして、以下のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。今後、平成25年12月に開催予定の県議会において指定の議決を経て、茨城県鳥獣センターの指定管理者に指定します。

なお、下記指定管理者による管理は、平成26年4月1日から実施される予定です。

1 指定管理者候補者

名称 公益財団法人 茨城県農林振興公社
代表者 理事長 中村直紀
住所 茨城県水戸市上国井町3118番1

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 募集及び選定経過

(1) 募集・選定スケジュール

内 容	日 程	備 考
募集要項配布	8月1日(木)～9月30日(月)	
現地説明会・見学会	8月30日(金)	出席=2者
申請書類の受付	9月13日(金)～9月30日(水)	申請=1者
書類審査・プレゼンテーション審査	10月28日(月)	
指定管理者候補者の決定	10月28日(月)	

(2) 茨城県鳥獣センター指定管理者選定委員会委員

外部委員3名，県側委員2名の合計5名

(3) 選定委員会実施状況

開催日	審議内容等
7月24日(水)	募集要項の決定，選定基準の決定
10月28日(月)	指定管理者候補者の決定

(4) 選定基準

		選 定 基 準	配点限度
1	茨城県鳥獣センターの効用を最大限に発揮させるものであること。 また、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1)茨城県鳥獣センターの設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。	10
		(2)適切な施設の管理運営が確保されているか。	15
		(3)効果的・効率的な管理運営を行えるか。	15
		(4)計画内容が効率的であるか、また、経費の縮減が図られるか。	10
		(5)収支計画は妥当か。	10
2	茨城県鳥獣センターの管理が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。	(1)県民の平等利用が確保されているか。	5
		(2)利用者本位のサービスが提供されているか。	5
		(3)利用者の安全が確保されているか	10
3	県鳥獣センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1)安定的な経営基盤を有しているか。	5
		(2)指定管理業務である傷病鳥獣の保護・飼養業務に必要な相当な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	5
		(3)関係法令等を遵守できるか。	5
		(4)適切に個人情報を管理できるか。	5
			／100点

(5) 選定結果

指定管理者選定委員会において、応募者からの申請内容の聴取及び審議を行った結果、公益財団法人茨城県農林振興公社を指定管理者の候補者として選定した。

【選定理由】

これまでの実績もあり、今後も適正に管理運営ができる能力を有すると判断したため。